

令和 2 年度 第 1 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 2 年 4 月 1 7 日

場所 十和田市役所別館 1 階会議室

令和2年度第1回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館1階会議室

2. 開 会 日 時 令和2年4月17日(金) 午後2時01分

3. 閉 会 日 時 令和2年4月17日(金) 午後2時38分

4. 出席農業委員(15名)

2番	小田正喜君	4番	小笠原和男君
5番	箕輪展忠君	6番	竹浦寿広君
8番	中野渡稔君	9番	北上稔君
10番	國分弘志君	11番	甲田稔君
12番	豊川洋人君	13番	小川正孝君
14番	新屋敷より子君	15番	杉山秀明君
16番	中野均君	17番	米田一典君
18番	山崎誠一君		

5. 欠席農業委員(3名)

3番	外山康仁君	7番	野崎さち子君
19番	力石堅太郎君		

6. 欠員農業委員(1名)

1番

7. 会議に付した案件

報告第1号	専決処分の報告について
報告第2号	令和元年度十和田市農業委員会事業報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

- 報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について  
報告第 5 号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第 6 号 農地等の現況について（十和田市）  
報告第 7 号 農用地利用配分計画の認可について  
議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第 2 号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について  
議案第 3 号 十和田市農用地利用集積計画の決定について  
議案第 4 号 農地転用事業計画変更承認に係る意見について  
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第 6 号 遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の判定について

#### 8. 議事録署名委員

14 番 新屋敷 より子 君                      15 番 杉 山 秀 明 君

#### 9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	今 泉 卓 也	事務局 次 長	菅 原 靖 雄
事務局 農地係長	小笠原 満	事務局 振興係長	根 岸 優 一
事務局 主 査	鳥屋部 幸 子	事務局 主 査	中野渡 礼 央
事務局 主 査	椛 木 信 人	事務局 主 査	吉 田 武 範

#### 10. 書 記

事務局 主 査 鳥屋部 幸 子

議 長（小川正孝君）本日の欠席通告者は、3番 外山 康仁 委員、7番 野崎 さち子 委員、19番 力石 堅太郎 会長です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和2年4月6日に告示招集いたしました、令和2年度第1回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（小川正孝君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（小川正孝君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。14番 新屋敷より子 委員、15番 杉山 秀明 委員を指名いたします。

議 長（小川正孝君）会議書記には、鳥屋部 幸子 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（小川正孝君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（小川正孝君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（小川正孝君）次に報告第1号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）1ページをお願いいたします。報告第1号、専決処分の報告について。十和田市農業委員会事務の会長専決規程に基づき、別紙のとおり職員の人事異動を専決処分したので報告する件です。2ページです。十和田市農業委員会事務局職員の令和2年3月31日付及び令和2年4月1日付人事異動を、令和2年3月30日付けで専決処分しております。出向となる職員及び出向により任命となる職員は、以下のとおりです。

議 長（小川正孝君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小川正孝君）なしと認めます。よって報告第1号を報告済みといたします。

議長（小川正孝君）次に報告第2号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）3ページをお願いいたします。報告第2号、令和元年度十和田市農業委員会事業報告について。このことについて、別紙のとおり事業を実施したので報告する件です。主なものを抜粋してご説明いたします。4ページです。農業委員会の概要は、（1）農業委員は1人欠員です。（3）会議の開催状況は、合計38回です。5ページから10ページが農地対策事業となります。内容は表のとおりとなります。10ページお願いします。3. 農業振興対策事業について。（1）担い手の確保・育成と農地の利用集積や経営確立の支援では、④農業後継者結婚対策について交流会を2回開催し、参加者合計数は女性14名、男性15名です。11ページです。⑤農業者年金への加入推進は、積極的な勧誘活動により新規加入者8名と、目標値7名を超えました。詳しくは表の記載のとおりです。⑥家族経営協定の普及及び締結促進は、新規2組が締結しました。延べ締結農家数は164組、実締結農家数は131組です。（2）地域における意見集約や集落内の話し合い活動の展開として、①移動農業委員会の開催は、元町地区・六日町地区・儀兵平地区の3地区で行われました。12ページです。（4）農政・研修活動の実施について。①水稻作柄状況調査は、9月12日に5地区の調査・検討会を行いました。③農政全般にわたる研修会の開催及び参加について。（ア）委員勉強会は2回開催。（イ）国内農業視察研修は、関東・仙台市方面に委員5名、職員1名が参加しました。（ウ）上十三地区農業委員会研修会及び大会（十和田市）、青森県農業委員会大会（青森市）に参加しました。以上でございます。

議長（小川正孝君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小川正孝君）なしと認めます。よって報告第2号を報告済みといたします。

議長（小川正孝君）次に報告第3号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）13ページをお願いします。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。14ページです。農地法によるものが6件で、今後の意向は1番、3番は機構へ切替、2番は基盤法で売買、4番は賃借予定、5番は売買予定、6番は3条で売買です。あっせんの希望はありません。15ページです。中間管理事業によるものが2件で、今後の意向は1番は売買、2番は贈与です。協力

金の返還はありません。

議長（小川正孝君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小川正孝君）なしと認めます。よって報告第3号を報告済みといたします。

議長（小川正孝君）次に報告第4号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）16ページをお願いします。報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。17ページから21ページです。今回は13件で、全て相続による所有権の取得です。あっせん等の希望はありません。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっています。農地以外の用途になっているものは、7番、12番、13番の現況の一部は宅地です。9番の現況の一部は山林及び宅地です。なお、相続等を受けた農地が農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（小川正孝君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小川正孝君）なしと認めます。よって報告第4号を報告済みといたします。

議長（小川正孝君）次に報告第5号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）22ページをお願いします。報告第5号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。23ページです。今回の照会は2件2筆で、現地調査は4月6日と16日に実施し、法務局への回答は4月10日と16日に行っております。1番は、大山皮膚科の南側道路の向かい側です。水路用地であり、20年以上水路の状態にあることから非農地と回答。2番は、スーパーシティアサヒ十和田店から南に約150メートル先です。昭和63年建築の車庫とそれ以前に建てられた未評価の附属屋があり、30年以上敷地として利用されていることから非農地と回答。以上です。

議長（小川正孝君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小川正孝君）なしと認めます。よって報告第5号を報告済みといたします。

議長（小川正孝君）次に報告第6号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）24ページをお願いいたします。報告第6号、農地等の現況について。十和田市長から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。23ページです。今回の照会は1件3筆で、現地調査は4月6日に実施し、十和田市への回答は、4月14日に行っております。1番は3筆とも道の駅とわだから南へ約500から700メートル先です。①は作付けされていないが、農地性があると判断されることから農地と回答。②と③は長い間耕作されておらず、湿地帯等で農業機械が入ることができる状況にないことから非農地と回答。以上です。

議長（小川正孝君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小川正孝君）なしと認めます。よって報告第6号を報告済みといたします。

議長（小川正孝君）次に報告第7号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）26ページをお願いします。報告第7号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。認可日は令和2年3月23日です。27ページから28ページです。賃借権の合計は6件11筆45,008平方メートルです。1番から3番が再設定、4番から6番が新規です。期間は1番が5年、2・3・6番が7年、4番が9年、5番が8年です。29ページです。使用貸借の合計は2件11筆34,819平方メートルで、全て新規です。期間は1番が8年、2番が9年です。以上です。

議長（小川正孝君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小川正孝君）なしと認めます。よって報告第7号を報告済みといたします。

議長（小川正孝君）ここからは議案に入ります。今月、担当した農用地利用調査班は第2班で、調査員は竹浦班長、小田委員、山崎委員の3名です。4月6日に現地調査及び市役所別館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（小川正孝君）次に議案第1号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）30ページをお願いします。議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、31ページから35ページになります。以上です。

議長（小川正孝君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。6番 竹浦 寿広 委員、お願いします。

報告委員（竹浦寿広君）それでは、第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は合計18件で、このうち所有権移転が7件、賃借権設定が9件、使用貸借による権利の設定が2件となっています。まず、所有権移転ですが、申請番号1番から4番までは相手方要望による売買です。申請番号5番から32ページの7番までは贈与で、このうちこれら2件は親から子へ、残り1件は知人へ贈与するものです。33ページからは賃借権及び使用貸借による権利の設定で、申請番号1番から6番までは労力不足により賃貸借を行います。34ページの7番から9番は相手方要望により貸借します。なお、7番から9番は同一の借人による新規就農で、この借人は洞内字下豊良の農地では大豆を、奥瀬字冷水の農地ではイチゴと野菜を作付けする計画となっています。申請番号10番は、親から子への経営移譲により使用貸借による権利の設定を行います。35ページの11番は個人が法人を設立し、法人への経営移行により使用貸借による権利の設定を行います。なお、11番は法人の新規就農で、水稻及び大豆・長芋を作付けする計画となっています。7番から9番及び11番の新規就農の2件について、営農計画書をもとに聞き取り調査を実施しましたが、特に問題はありませんでした。なお、所有権移転の1番から7番まで、賃貸借及び使用貸借の1番から11番までの農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について現地確認と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（小川正孝君）竹浦委員、ご苦労様でした。

議 長（小川正孝君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（小川正孝君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（小川正孝君）ご異議なしと認めます。よって議案第1号は許可することに決定いたしました。

議 長（小川正孝君）次に議案第2号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）36ページをお願いします。議案第2号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は37ページになります。以上です。

議 長（小川正孝君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。2番 小田正喜 委員、お願いします。

報告委員（小田正喜君）それでは、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。4月6日午後、竹浦班長、山崎委員と私の3名で、別館4階会議室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転による売買4件です。申請地はすべて農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。売買理由は申請番号1番から3番は相手方要望のため、4番は労力不足のためとなっています。申請地はすべて所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。以上、今月申請のあった所有権移転の4件についてはお手元の調査書のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を4月6日付で会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議 長（小川正孝君）小田委員、ご苦労様でした。

議 長（小川正孝君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（小川正孝君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（小川正孝君）ご異議なしと認めます。よって議案第2号は要請することに決定いたしました。

議 長（小川正孝君）次に議案第3号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）38ページをお願いいたします。議案第3号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。39ページから40ページです。賃借権の合計は、4件11筆22,348平方メートルです。出し手から機構への期間、機構から受け手への期間はどちらも2番が4年、その他は10年です。41ページです。使用貸借の合計は、2件9筆18,058平方メートルです。出し手から機構への期間及び機構から受け手への期間は、どちらも2件で全て10年です。今回の協力金の対象はありません。以上です。

議 長（小川正孝君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（小川正孝君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（小川正孝君）ご異議なしと認めます。よって議案第3号は承認することに決定いたしました。

議 長（小川正孝君）次に議案第4号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君） 42ページをお願いします。議案第4号、農地転用事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。43ページです。平成26年に住宅建築で転用許可済みでしたが事業が困難となったため、その土地に別の承継者が住宅建築として事業計画の変更するものです。この案件は5条申請もされております。以上です。

議長（小川正孝君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小川正孝君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小川正孝君） ご異議なしと認めます。よって議案第4号は許可相当にすることに決定いたしました。

議長（小川正孝君） 次に議案第5号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君） 44ページをお願いいたします。議案第5号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は45ページから46ページになります。以上です。

議長（小川正孝君） 許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。18番 山崎 誠一 委員、お願いします。

報告委員（山崎誠一君） 第5条の農地転用の報告をいたします。今月の件数は5件であります。申請番号1番から2番は宅地分譲ということであり、それぞれ3区画、2区画の宅地分譲をするものです。この3区画、2区画の申請地は、市の土木課との市道敷設事業と並行して行われることになっております。申請地の場所ですが、申請番号1番及び2番は大山皮膚科クリニックから道路を挟んで南側の農地であります。申請番号3番の転用事由になりますが普通住宅の建築です。申請者は以前、親が転用許可を取得していたが現在まで事業実施には至らず、30年間

の使用貸借による権利の設定をし、事業を承継して自己住宅を建築する計画です。場所については西小学校から北に約350メートル先の地点であります。次に申請番号4番の転用事由は太陽光発電施設の整備です。申請地に太陽光パネル252枚を設置し、出力49.5キロワットの発電を想定しています。場所になりますが藤坂郵便局から西側に約130メートル先の地点です。次に申請番号5番の転用事由は駐車場整備です。これまで借りて使用していた駐車場が使用できなくなることから、西側に70台分の駐車スペース及び災害時の避難場所として駐車場を整備する計画になっております。5番は特別養護老人ホーム八甲荘の西側隣接地であります。次に農地区分になりますが、申請番号1番から4番は都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当しております。申請番号5番は事業実施に先立ち農振除外の手続きを済ませておりますので、第1種農地に該当しますが既存施設の2分の1以内の拡張であることから、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴き取り調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（小川正孝君）山崎委員、ご苦労様でした。

議長（小川正孝君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小川正孝君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小川正孝君）ご異議なしと認めます。よって議案第5号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（小川正孝君）次に議案第6号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）47ページをお願いいたします。議案第6号、遊休農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判定について。「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）に基づき、別紙のとおり非農地判定することの承認を求める件です。48ページです。3月総会後に非農地判定願が提出された1件を追加分として上程するものです。以上です。

議 長（小川正孝君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（小川正孝君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（小川正孝君）ご異議なしと認めます。よって議案第6号は承認することに決定いたしました。

議 長（小川正孝君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和2年度第1回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時38分 —————